

# 令和8年度当初予算案に関して

第76回 厚生科学審議会 疾病対策部会 臓器移植委員会

厚生労働省 健康・生活衛生局

難病対策課 移植医療対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和8年度当初予算案 38億円（37億円）※（）内は前年度当初予算額 ※令和7年度補正予算額 13億円

## 造血幹細胞移植対策の推進

24億円（25億円）

## 1 事業の目的

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、若年層の骨髄等ドナー登録者や臍帯血の確保、コーディネート期間短縮に向けた取組や造血幹細胞移植後の患者のフォローアップ体制の構築を引き続き推進するとともに、造血幹細胞移植に必要な基盤である両バンクが安定的に運営できるよう支援を行う。

## 2 事業の概要

## ①骨髄移植対策事業費（骨髄バンク運営費）

5.1億円（5.0億円）

（参考）令和7年度補正予算 2.1億円

骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者（骨髄バンク）の安定的な運営を支援する。

## ②骨髄データバンク登録費

5.8億円（6.5億円）

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植をする際に必要な骨髄等ドナーのHLA（白血球の型）の検査及びデータ登録、管理体制の確保を図る。

## ③臍帯血移植対策事業費（臍帯血バンク運営費）

6.6億円（6.5億円）

（参考）令和7年度補正予算 2.0億円

臍帯血供給事業者（臍帯血バンク）の安定的な運営を支援する。

## ④造血幹細胞移植患者・ドナー情報登録支援事業

50百万円（50百万円）

（参考）令和7年度補正予算 2.3億円

造血幹細胞移植の治療成績や安全性の向上につなげるため、患者の治療内容やドナーの健康情報等に関するデータの処理・解析を行う。

## ⑤造血幹細胞提供支援機関事業

2.1億円（2.0億円）

骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者及び臍帯血供給事業者に対する支援を行う支援機関（日本赤十字社）の安定的な運営を支援する。

## ⑥造血幹細胞移植医療体制整備事業

3.8億円（3.9億円）

移植後も身近な地域で生活の質を保ち、安心して暮らしを続けていくよう、各地域における造血幹細胞移植推進拠点病院の体制整備を図る。

## 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：①（公財）日本骨髄バンク、②～⑤日本赤十字社、⑥医療法人、独立行政法人、都道府県等
- ◆ 補助率：定額、1/2

## 4 移植実績等

◆ 骨髄バンクドナー登録者数：562,452人（令和7年3月末時点）

◆ 臍帯血新規公開本数：2,298本（令和6年度）

◆ 移植数：2,338件（令和6年度）（内：骨髄移植等 1,025件 臍帯血移植 1,313件）

## 臓器移植対策の推進

14億円（12億円）

## 1 事業の目的

國民に臓器提供に関する意思を表示することや家族等と話し合うことの重要性を理解していただけるような普及啓発の取組みを行うとともに、善意の意思による臓器提供が確実に移植に結びつくよう、臓器提供施設、臓器あっせん機関及び移植実施施設の更なる体制強化を進めていく。

## 2 事業の概要

## ①臓器移植対策事業費（臓器あっせん機関運営費）

11億円（9.4億円）

日本臓器移植ネットワーク（JOT）のみが担っている眼球を除くあっせん業務について、JOTの業務負担を軽減しつつ、物理的距離の課題を改善することで、より効率的なあっせんが可能となるよう、ドナー関連業務を実施する法人（ドナー関連業務実施法人）を各地域に設置し、JOTから当該業務を移行する取組みを進めている。

ドナー関連業務には高度な専門性が求められるため、ドナー関連業務実施法人が設立された地域では、JOTが当該法人の業務を支援しつつ、適切かつ円滑に業務の引継ぎを実施すること等により、臓器あっせん体制を強化していく。

（参考）令和7年度補正予算  
・ドナー関連業務に係るシステムの改修等 1.5億円

## ②臓器提供施設連携体制構築事業費

2.8億円（2.7億円）

脳死下及び心停止後の臓器提供の経験が豊富な施設が、臓器提供の経験が少ない施設等に対して、研修等を通じた平時からのノウハウの共有やドナー発生時の人員派遣等を実施することで、全国の臓器提供施設を支援し、臓器提供体制を強化していく。

（参考）令和7年度補正予算  
・臓器移植実施体制推進支援事業 4.7億円

## ③普及啓発等事業費

36百万円（25百万円）

臓器提供の意思表示が可能となる15歳を対象とした中学3年生向け啓発冊子の作成・配布のほか、脳死下での臓器提供事例の検証のために必要な経費等を確保することにより、國民に臓器提供に関する意思を表示することや家族等と話し合うことの重要性を理解いただく。

## 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：①臓器あっせん機関、②医療法人等、③国
- ◆ 補助率：定額、1/2

## 4 移植実績等

◆ 臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器提供  
令和6年度の脳死下臓器提供者数は139名と過去最高数になった。

※上記の他、当初予算案には、移植医療の研究の推進として1.5億円（1.5億円）を計上している。

# 臓器移植対策事業費補助金

令和8年度予算案：11億円（令和7年度予算：9.4億円）

- 適正かつ安定的に臓器のあっせんが行われるよう、臓器あっせん機関に所属するコーディネーターの人事費等については、「臓器移植対策事業費補助金」(※1)により国庫補助を実施している。
- 令和8年度予算案では、ドナー関連業務実施法人におけるコーディネーターの人事費等に加えて、当該法人が臓器あっせんを行うにあたって必要なJOTのシステム整備費(※2)等を計上している。
- 当該補助金の事業費メニューは以下の通りであり、各臓器あっせん機関へは、令和8年度予算額を上限とした上で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付する。

事業費メニュー(※1)	実施主体	対象経費等
1.あっせん業務関係事業費	JOT	所属するコーディネーター等の人事費、レシピエント選定・あっせん事例の進捗管理等に係るシステム整備費(※2)や移植検査業務に必要な人事費・備品費等
	ドナー関連業務実施法人	所属するコーディネーター等の人事費や対応したあっせん事例を管理するためのシステム整備等に必要な経費 (対象経費例:コーディネーター等の賃金、システム整備に必要な役務費等)
2.あっせん事業体制整備費	JOT	各地域の都道府県臓器移植コーディネーターや臓器提供施設と連携して実施する研修会の開催、臓器あっせん機関(ドナー関連業務実施法人含む)に所属するコーディネーターの研修やドナー家族への心理的ケア等に必要な経費
	ドナー関連業務実施法人	各地域の都道府県臓器移植コーディネーターや臓器提供施設と連携して実施する研修会の開催やドナー家族への心理的ケア等に必要な経費 (対象経費例:研修会の開催等に係る諸謝金・消耗品費・委託費、ドナー家族への支援を実施する職員の賃金等)
3.普及啓発事業費	JOT	国民への臓器移植に関する普及啓発活動等に係る経費
4.運営管理費等経費	JOT	臓器移植に関する各種委員会を開催するために必要な経費
	ドナー関連業務実施法人	臓器移植に関する各種委員会を開催するために必要な経費やあっせんに係る事務処理等を行う職員の人事費 (例:臓器移植に関する委員会の開催に必要な諸謝金や会議費、事務職員の賃金等)
5.初度設備費	ドナー関連業務実施法人	ドナー関連業務実施法人を新設する際に必要な設備等を整備するための経費 (対象経費例:什器や備品の購入に係る費用、消耗品の購入に係る費用等)

(※1) 臓器移植対策事業費補助金(令和8年度予算案:11億円、令和7年度予算額:9.4億円)

補助先:臓器あっせん機関(JOT及びドナー関連業務実施法人)、補助率:事業費メニューのうち「3.普及啓発事業費」及び「4.運営管理費等経費」は1/2補助、それ以外は10/10補助

(※2) ドナー関連業務に係るシステムの整備等

システム予算については、毎年度JOTの基幹システムの改修経費を計上している。令和8年度以降、ドナー関連業務実施法人があっせん業務を行うにあたって、JOTのシステムを利用する予定としている。当該法人がJOTのシステムを利用するにあたり、利用権限や閲覧範囲を見直すことなど、JOTのシステムの整備が必要になるが、令和8年度当初予算案に加えて、令和7年度補正予算において改修に必要な経費として1.5億円を計上している。